査規則の一部を次のように改める。 ◇鳥取縣規則第百十一号 の行を次のように改める。 昭和二十四年十二月九日 塩さんま(塩さんま、塩蔵さんま) 鳥取縣知事 西

規

則

昭和二十四年二月鳥取縣規則第十一号鳥取縣水產製品檢

尾

第一條第二号魚類塩藏品・塩にしん中(一塩にしん)を (塩にしん)に改める塩酸いわし、及びも塩蔵さんま 治

塩いわし、塩いわし、塩臓いわし)

との規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第百十二号

昭和二 + 四 年十二 Ł 月九 日

死体解剖保存法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

死体解剖保存法施行細則 死体解剖保存法施行規則(以下省令という)第

第一條 ればならない。 一條の規定による許可申請書は様式第一号によらなけ

第二條 よらなければならない。 省令第二條の規定による届出書は様式第二号に

第四條 第三條 の規定による届出書は様式第三号によらなければなら 死体解剖保存法(以下法という)第六條第一項 法第六條第一項但書の規定による届出書は様式

第二千四年 九 (第三種郵便物認可)

第四号によらなければならない。

曜日発行(株日ニ當ル)

鳥取縣公報

火每 金週

七二 十月 号目

C 規格A 五判

金 曜

H

様式第五号によらなければならない。

法第九條第一項但書の規定による許可申請書は

第六條

の 氏 名 樣式第四号 樣式第三号 する。 鳥取縣公報 〇〇保健所長殿 右死体解剖保存法施行規則第二條の規定によりお届け 四、解剖終了年月日 医師又は歯科医師であるときはより免許を受けた 被解剖者の住所氏名、性別及び年令 年 市郡 住 月 村大字 死 住 死体解剖届出書 第二千 体 所 日 所 氏 七 性別年令 女男 + 剖 号 才 昭和 死 出 昭和二十四年十二月九日 亡 年 年 名 月 月 昭昭和和 日 日 市郡 死亡の場所 年年 村大字 Ξ 〇〇保健所長殿 る。 右死体解剖保存法第六條第一項の規定により 六 Æ, ₹ 月月 解剖開始年月日 解剖開始年月日及びその終了年月日 直接死因及び間接死因 死亡の場所 年 解剖の場所 死亡年月日 (第三種郵便物認可) 日まで三ヶ月分 び間接死因 月 住 所 日 1. 1 場解 氏 剖 所の Ξ 終了昭和 年 月 解剖開始年月日 名 お届けす 日日

年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号(医師及び歯 科医師でない者にあつてはその旨)

二、解剖を必要とする理由

三、解剖をしようとする場所

四、解剖に関する履歴の詳細(解剖に從事した学校又 右死体解剖保存法施行規則第一條の規定により解剖を は病院の名称、経驗年数、剖檢数等を明記のこと)

許可されたい。 月

類は正副二通を提出しなければならない。

法及び省令の規定により厚生大臣に提出する書

しくは知事に提出する書類はその地の保健所長を経由

法、省令及びこの規則の規定により厚生大臣若

しなければならない。

承諾書を添えて提出しなければならない。

とする者は様式第六号の申請書に様式第七号の遺族の

法第十九條第一項の規定による許可を受けよう

Ħ

〇〇保健所長殿

添附書類

氏

名 **(P)**

省令第一條第一項の規定に定められている書式

死体解剖開始並びに終了日時届出書

様式第二号

樣式第一号

死体解剖許可申請書

氏

との規則は昭和二十四年十二月十日から施行する。

死体解剖許可年月日

死体解剖許可番号

年月日生

鳥取縣公報

(第三領郵便物認可)

氏

名

(PP)

樣式第五号 樣式第六号 室外での解剖を許可されたい。 右死体解剖保存法第六條第一項但書の規定によりお届けする。 〇〇保健所長殿 右死体解剖保存法第九條第一項但書の規定により解剖 解剖室外における解剖の理由 保存部門の名称 被保存者の住所、 解剖の場所 解剖室外における死体解剖許可申請書 取 縣 知 年 死体保存許可申請書 事 氏名、 氏 月 性別及び年令 日 00 名 00 **(P)** 病大 **学** 院 × 樣式第七号 可されたい。 右死体解剖保存法第九條第一項の規定により保存を許 鳥取縣知事殿 長長 保存の場所 保存の目的 死亡の場所 死亡年月日 死者の住所及び氏名 年

住

肵 日

氏

名

(FI)

死体保存に開する遺族の承諾書

1

四 上記死体の全部(一部) いて保存される事に異存ありません。 保存部門の名称 月 H が死体解剖保存法の規定に基 爽 昭和24年度鳥取縣歲入歲出追加更正予算 鳥取縣知事 西 尾

所

死者との続柄 氏

名

(II)

殩

稅

追加更正予算額

愛

治

示

N

公营企業及財産收入

ಯ

地方配付稅

11.340.500 11.340.500

告

◇鳥取縣舎示第六百七十八号

A

使用料及手数料

3.399.647

189.200 189.200

財產收入

国庫支出金

41.416.265

2.499.647

900.000

5.197.248

手数料

使用科

業費歲入歲出追加更生予算は次の通りである。 歲出追加予算、 四年度特別会計就学獎励資金歲入歲出追加予算, 和二十四年度鳥取縣該入蔵出追加更正予算及び昭和二十 昭和二十四年十二月四日十一月定例縣会の議决を経た昭 十四年度特別会計自作農創設維持獎励資金歲入歲出追加 十四年度特別会計印刷事業費歲入歲出追加予算,昭和二 昭和二十四年度特別会計無畜農家解消事業費歲入 昭和二十四年度特別会計縣立中央病院事 昭和二

6 寄附金

> 国庫補助金 国庫負担金

36.219.017

400.440 400.440

 ∞ 繰越金 寄附金

(第三種郵便物認可)

前年度繰越金

22.179.087 22.179.087

Ŧî.

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣公報

第二千七十号

昭和二十四年十二月九日

																	UU	0 ≼ ∃	ŧ
8 產業経済費		51		ఴ	2		7 保健衛生費	9	-		OT.		ಲ	22	·	6 社会及労仂施設費	21	20	
	9 公衆衛生取締費	5 診療所費	· 結核予防費	》 傳染病予防費	2 健民費	保健所費		公國費	光 则演	《 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	世話費	国民健康保險費	兒童福祉費	社会福祉費	生活保護費	設費	1. 教育諸費	教育施設費	
7.502.277	847.200	100.000	450.000	2.560.000	493.000	1.800.000	6.250.200	60,000		64.963	263.918	6.412.075	△122.488	6.574.000	400.000	13.652.468	2.298.100	480.000	
22	12 公債費	°C.	· -	11 選挙費			#★腊卡\$ 01	<u>-1</u> ;	10	9	8	7	1 5	, en	. 4	ట	2	<u>.</u>	
The control and the control an		沙 下下,	選挙管理委員安實	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		4 本語本語			拳素 軍	開拓事業費	農地制度改革費	物資調整費	商工 業實 " 4 調 對 世	蚕業費	水産業費	林業費	 畜産業費	農業費	
A A O A O O O	2.184.000	2.04.000	F99 000	1 620	593 680	2.025.835	2.025.835	550.000	108,000	1.140.327	1.878.084	400 401	799 969	197.490 505.000	816.476	540.400	153,500	1.425.728	

鳥坂縣公報

第二千七十号

昭和二十四年十二月九日

(第三種郵便物認可)

e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
,
4
4 2
縣職員費 地方事務所費 聯斉委員費
費 務所費
火 经
10.6 10.8
110.000 10.621.867 10.227.867 55.000 164.000
0 0 7 7 0
9 通信教育費15 社会教育
社会教育費
演

昭和24年度特別会計無畜農家解消事業費

歲入合計

圧

歲入歲出追加予算

2

雜收入

凪

追加予算額

306.754

歲出合計

80.300

80.300

80.300

80.300

縣立病院費

病院費

280.500

歲入合計

2

弁償金及報償金 物品壳拂代金

306.754

26.254

◇鳥取縣告示第六百七十九号

事業費

306.754

ように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次の

306.754

建築主の住所氏名

鳥取市立川町五丁目一四八

尾

崎

Ξ

次

306.754

H

_		3
		ŧ
	ı	ı
몽	1	1
- 75	ŧ	ı
	5	ı
	ı	ı
	1	ĭ
	ł	1
	ı	ı
	1	1
	3	1
	1	ı
	3	1
112	1	ı
	1	3
昭和	1	3
和	•	Ł
• • •	1	E
_	ı	ł
_	1	ı
	1	ł
-	1	i
万匹	ı	ı
т	1	ŧ
1	1	3
	ı	ı
Æ	ı	t
4		ı
-	ŧ	É

00625

(第三種郵便物認可)

(第三種郵便物認可)

N 13 歲入合計 歲出合計 歲出合計 就学獎励事業費 国庫支出金 諸支出金 昭和24年度特别会計印刷事業費歲入歲出追加予算 昭和24年度特別会計就学獎励資金歲入歲出追加予算 事業費 補助金 雜支出 涉外費 公報活動費 縣政企画調查費 地方振興費 第二千七十 瓦 Œ 加追予算額 96.659.763 1.630.800 620.000 100.000 650.000 170.000 270.152270.152270.152270.152270.152270.15290.800年十二月九日 12 歲出合計 歲八合計 事業費 歲入合計 繰越金 事業收入 公債費 爽 爽 獎励資金歲入歲出追加予算 昭和24年度特別会計自作農創設維持 癜 事業費 事業收入 前年度繰越金 压 展 屈 \succ 压 追加予算額 追加予算額 27.463 27.463 27.46323.93216.844 16.84416.844 16.844 16.844 16.844

14.64

1 歲出合計 予備費 予備費 元利償還金 27.463 23.932 3.5313.531使用料及手数料 爽 一振 使用料 展 \succ 追加更正予算額 80.300 80.300

100

E

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣公報

第二千七十号

歲出合計

事業費

昭和24年度特別会計縣立中央病院事業費

歲入歲出追加更正予算

一、建築物の位置

九

鳥取市立川町五丁目一四八及一四九

る事項を守る義務を負うこと。

との建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた

_						
		•		9	*	•
建築物の位置		建築主の住所氏		同	同	同
立置)住所氏名		規模	構造	用途
鳥取市			突出す	建築面	木造	店舗及物置
行德	沢	市行德	突出する部分	積	瓦葺	物置
鳥取市行徳一八六ノ七	達	鳥取市行徳二〇七ノニ	五	七四、	平家建	
	次	=	〇平方米	〇平方米	中棟	

許可條件

突出する部分 建築面積

三五、〇平方米

、との建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす ること。

に無償にてこの建築物を除却すること。 前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内 知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の

條項を增減若しくは変更することがある。

方米 ◇鳥取縣告示第六百八十号

場所に引き付け注射を受けなければならない。 家畜傳染病予防法第七條の規定により左の区域内に飼養 するから該当牛馬の所有者又は管理者は指定の日時及び する生后六箇月以上の牛馬に対して炭疽予防注射を施行

昭和二十四年十二月九日

同

住宅。 木· 造

同

構造 用途

トタン葺

平家建

____棟

○平方米

同

二二月 注射月日 三日 同安田村 東伯郡 注射区域 鳥取縣知事 安田村檢診場 下中山村 注射場所 西 尾 自一〇時至一四時 自一〇時至一四時 愛 治

同一七日 同一六日 同一五日 四日 九日 大成牧場同八橋町 同成美村 同以西村 八橋町 以西村同 成美村檢診場 自一三時至一 自一〇時至一四時 自一〇時至二二時 二時至一六時 八時至一一時

四時

同赤碕町 赤碕町市場

條項を増減若しくは変更することが

る事項を守る義務を負うこと。 この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次の

ように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

◇心取縣告示第六百八十一号

◇鳥取縣告示第六百八十二号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次の

ように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月九日

建築物の位置

鳥取市丸山町一〇六

建築主の住所氏名

鳥取市党寺四〇〇

西

巖

同 同

構造 用途

瓦葺

二階建

一棟

同

建築面積 木造 住宅

突出する部分

 \equiv 四六、

二五平方米

建業物の位置

同

百

同

六三平方米

建築主の住所氏名 鳥取縣知事 鳥取市南本治町

西

尾

治

中央青果株式会社々長

菊井久夫

鳥取市南本寺町三九及三六ノ

構造 用途 蔬菜競場及車置場

許可條件

ること。

この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす

前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内

木造 瓦鉄板葺 平家建

建築面積 五五 〇〇平方米

突出する部分 八八、 一一平方米

許可條件

に無償にてこの建築物を除却すること。 との許可條件の この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす

(第三種郵便物認可)

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣公報

二千

Ŀ

十

知事が必要あり

と認めるときは、

昭和二十四年十二月九日印刷 昭和二十四年十二月九日発行 ï 鳥

米子市角盤町一丁目

岡田

取 縣 公 報 (第三種郵便物認可)

発 〕 行 鳥 鳥 刷 所取者 縣 鳥 鳥取鳥取 市 市 取東 東

印 刷

縣町

取

肵

縣